

第1部 総論

第1章 計画見直しの趣旨

門真市(以下「本市」という。)では、令和2(2020)年3月に策定した門真市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量やリサイクル、適正処理の推進に取り組んできました。本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間であり、令和6(2024)年度は中間目標年度にあたることから、中間見直しを行うこととしました。

本計画を策定後、約5年が経過する中で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)の持続可能な社会をめざす取り組みや地球温暖化防止、脱炭素社会の実現をめざす動きがますます活発となっております。一方で、世界的に年平均気温や海水温の上昇傾向が続いているほか、激甚化する豪雨災害など気候変動問題が顕在化しており、二酸化炭素排出量の削減に向け、より一層の取り組みの進展が求められています。本市におきましても令和4(2022)年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところであり、廃棄物分野では、より一層の廃棄物減量化やリサイクルの推進、ごみ焼却時における熱エネルギーの有効利用などが求められています。

また、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層推進する重要性が高まっていることから、令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環法」が新たに制定されたほか、食品ロス削減を実現するための取り組みが求められるなど、廃棄物処理を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行うものです。

【SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)】

平成27(2015)年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

アジェンダには、持続可能な世界を実現するための令和12(2030)年までの国際的な共通目標として、17のゴール(目標)と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が盛り込まれました。

わが国においても平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げました。

門真市一般廃棄物処理基本計画は、「目標3」、「目標11」、「目標12」、「目標13」、「目標14」、「目標15」、「目標17」に関連性のある計画となります。



図1-1 SDGsの17の目標

第2章 計画の性格と位置付け

- I. 本計画は、上位計画である「門真市第6次総合計画」（令和2（2020）年3月策定。以下「総合計画」という。）の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画であるとともに、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法との整合性を保ちつつ、今後のリサイクル・ごみ処理に関して、ごみゼロ社会をめざし、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進といった排出管理から、ごみやし尿等の収集・運搬、処理、処分までの一般廃棄物処理行政全般に係る基本方針を定めたものです。
- II. 本計画は、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに、国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となるものです。
- III. 本計画は、「門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」と相互に補完しあいながら、今後、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正な処理を実現していくものです。さらに、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、食品ロス削減推進法、家電リサイクル法、プラスチック資源循環法等との整合性を図っています。
- IV. 本計画に基づき、市民・事業者・本市の三者協働によるごみ減量化・リサイクルの展開、ごみゼロ社会をめざした一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を外に向けて発信していく指針となるものです。

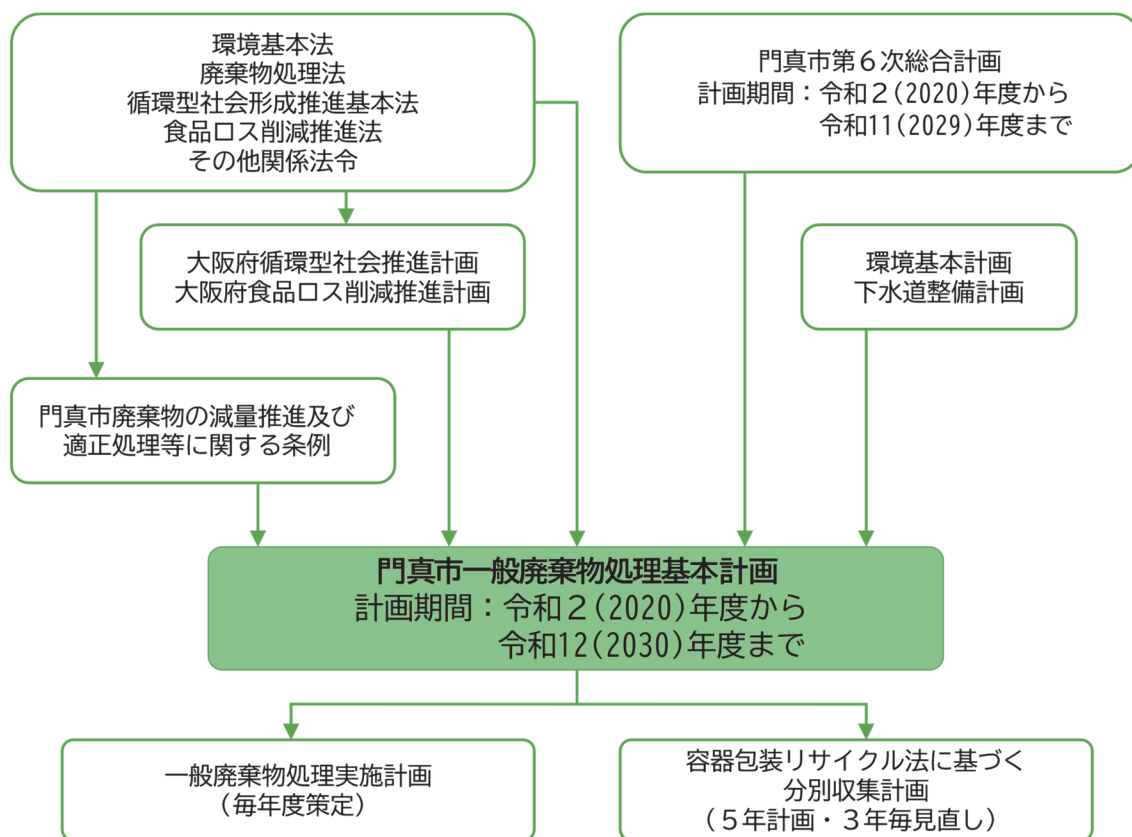


図1-2 計画の位置付け

【参考】門真市第6次総合計画概要（一般廃棄物処理関連部分の抜粋）

○基本構想

策定年月：令和2(2020)年3月(令和7(2025)年3月改定)

計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度までの10年間

将来像：『人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真』

- 目標：①出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現
 ②地域の中で生き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現
 ③安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現
 ④誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現

人口展望：約108,000人(令和12(2030)年)、約96,000人(令和22(2040)年)

○基本計画

計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度までの10年間

行政分野	基本施策
⑥環境分野	1 地球環境保全 2 生活環境保全 3 快適に暮らせる生活基盤の整備
⑧地域振興分野	3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり
⑪危機管理分野	1 危機管理と災害時対策
⑫行政管理分野	4 公共施設の適正管理

注)本計画に関連のある項目のみ抜粋

第3章 門真市の概要

第1節 地理的、地形的特性

本市は大阪府の北東部、大阪市の中心部から10km以内に位置し、東西4.9km、南北4.3km、面積は12.30km²、標高は低く平坦地で、周囲は大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しています。

公共交通は京阪電気鉄道をはじめ、大阪モノレールや大阪メトロ長堀鶴見緑地線、近鉄バス、京阪バス、大阪シティバス及び実証実験中の市営門真南ルートワゴン型バスが通っており、幹線道路は国道163号、大阪中央環状線及び第二京阪道路が通っています。大阪モノレール、阪神高速淀川左岸線の延伸も決定しており、今後、更に交通利便性が向上します。

府内でも有数の交通環境に恵まれた都市であり、国道163号より北側の密集市街地をはじめ、ほぼ全域で市街地が形成されていますが、かつては水路が市域を縦横にめぐる水運に恵まれた穀倉地帯であり、現在も南部の市街化調整区域等には農空間が残されています。

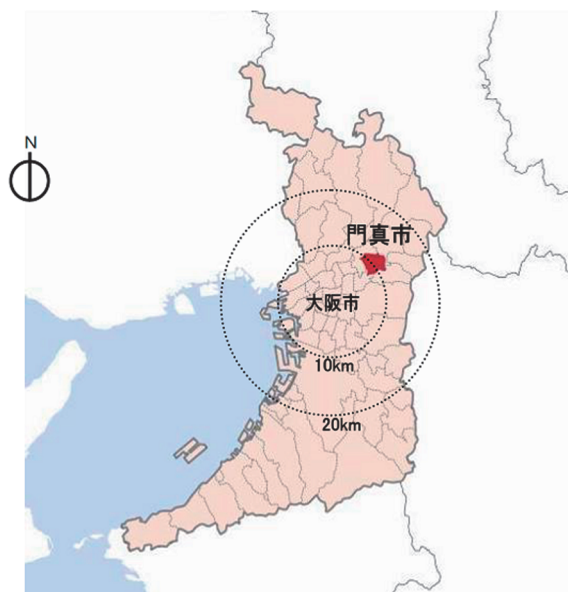


図 1-3 門真市の位置

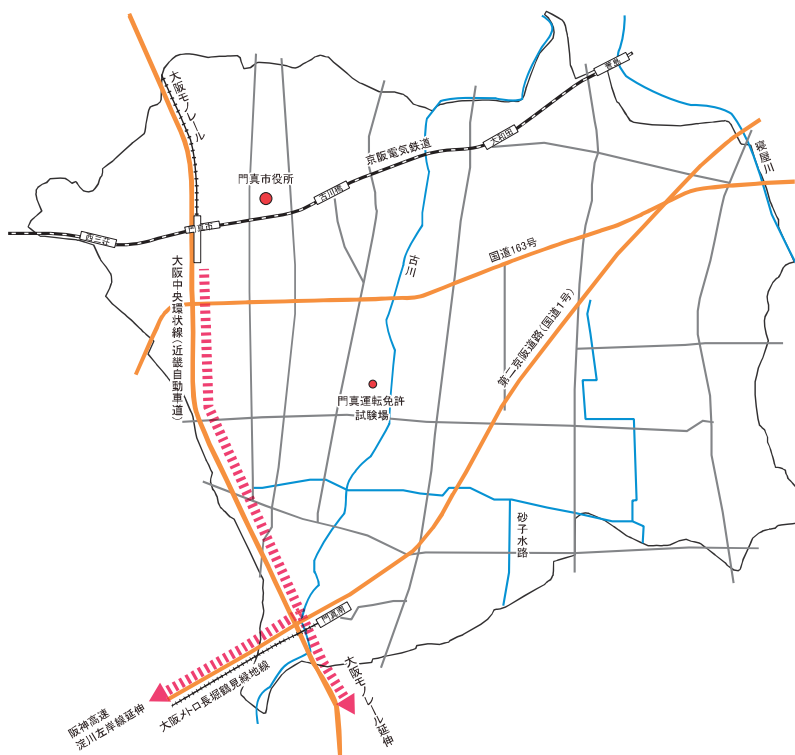
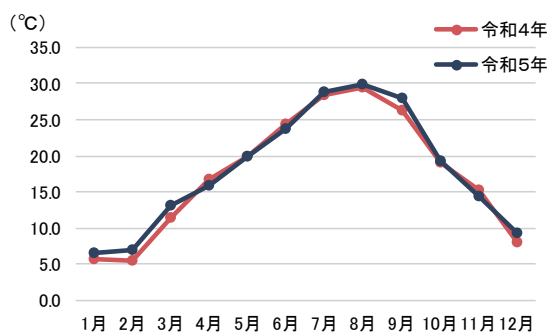


図 1-4 市内の交通網

第2節 気候的特性

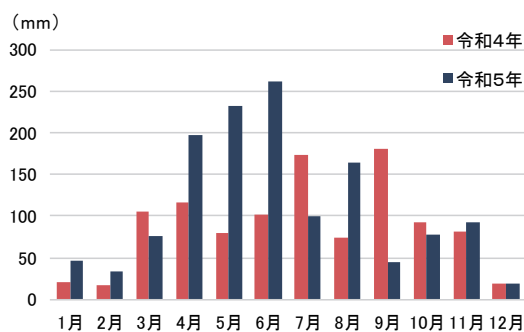
本市の気象は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地帯と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、比較的温暖です。

令和4(2022)年～令和5(2023)年の月別平均気温及び月別降水量は下図のとおりです。



出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図 1-5 月別平均気温



出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図 1-6 月別降水量

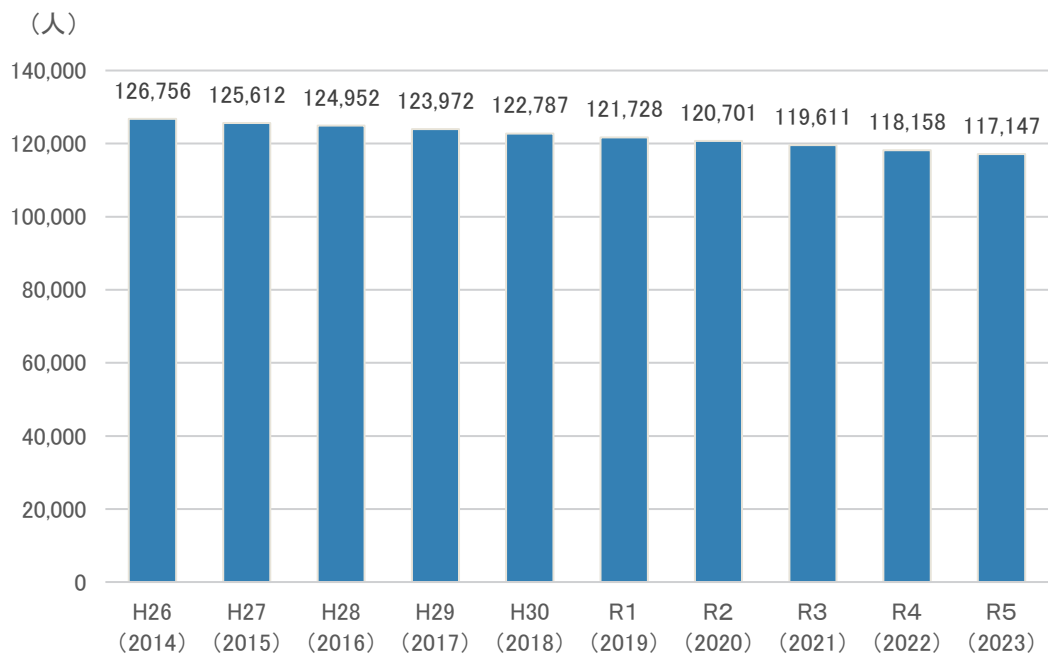
第3節 人口

門真市の総人口は、1960年代から70年代の高度経済成長期にかけて急激に増加しましたが、平成2(1990)年の143,287人をピークとして緩やかな減少傾向にあります。令和5(2023)年の総人口は117,147人であり、平成26(2014)年と比べ、この10年間で約8%減となっています。

門真市第6次総合計画改訂版人口ビジョン(令和7年(2025)年3月)によると、令和12(2030)年の推計人口は108,480人、令和22(2040)年では95,725人、令和32(2050)年では84,579人と推計しています。

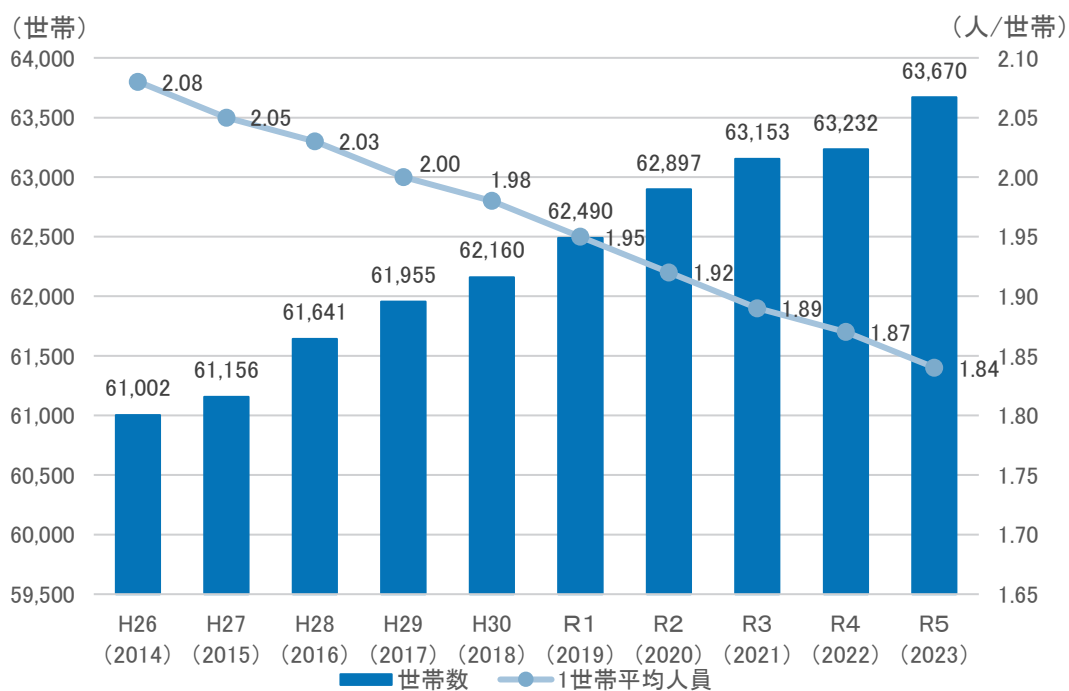
一方、世帯数は増加傾向にあり、令和5(2023)年の世帯数は63,670世帯であり、平成26(2014)年と比べ、この10年間で約4%増となっています。しかし世帯人員は少子化を背景として減少傾向にあり、令和5(2023)年の平均世帯人員数は1.84人となっています。

本市は近年高齢化率が急激に上昇する傾向にあることから、バランスの良い年齢構成とすることが課題です。そのために、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせるとともに、子育て世代の人々が安心して産み育てることができる環境をつくり、将来を担うこどもたちがいつまでも門真に住み続けたいと思う元気で発展するまちをつくることをめざしています。



注：各年度の数値は10月1日現在の数値。
出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図 1-7 人口推移



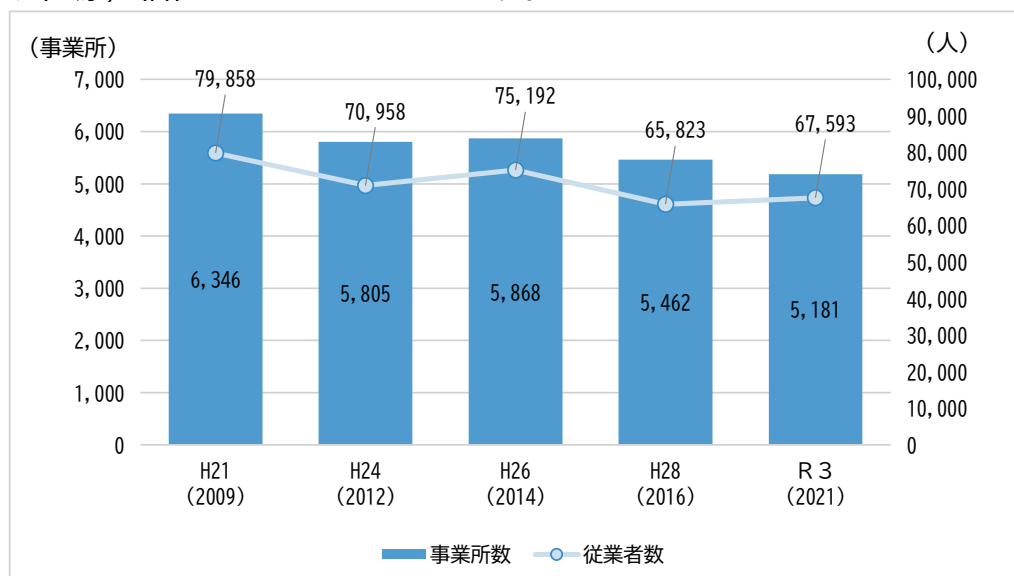
注：各年度の数値は10月1日現在の数値。
出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図 1-8 世帯数と1世帯平均人員の推移

第4節 産業

本市の事業所数及び従業者数は、令和3(2021)年時点で5,181事業所、67,593人であり、平成21(2009)年以降の推移を見ると、事業所数・従業者数ともにやや減少傾向にあります。

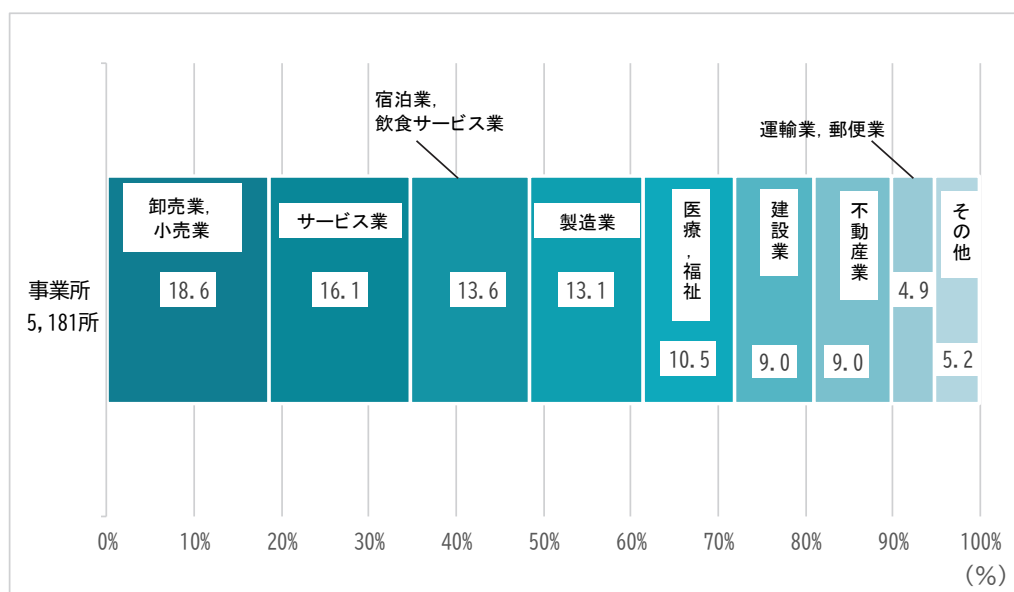
令和3(2021)年度時点の事業所の産業割合について、上位5つの業種は、卸売業、小売業18.6%、サービス業16.1%、宿泊業、飲食サービス業が13.6%、製造業13.1%、医療、福祉10.5%となっています。



備考：平成21(2009)年及び平成26(2014)年は経済センサス-基礎調査、平成24(2012)年・平成28(2016)年・令和3(2021)年は経済センサス-活動調査をもとに作成しているが、各調査は調査対象等が異なるため、単純比較はできない。

出典：門真市統計書(令和4(2022)年版及び令和5(2023)年版)

図1-9 事業所数・従業者数の推移(令和3年)



出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図1-10 産業割合(令和3年)

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2(2020)年度を初年度、5年後の令和6(2024)年度を中間目標年度とし、10年後の令和11(2029)年度を最終目標年度としていましたが、令和11(2029)年度は上位計画である環境基本計画の中間見直し時期と重なっており、環境基本計画の改訂内容を本計画に反映する必要があることから、今回の中間見直し時に計画期間を1年延長し令和12(2030)年度を最終目標年度とします。なお、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第5章 計画推進のために

第1節 計画の進行管理

計画の進行管理においては、以下に示すPDCAサイクルのように、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)により、目標値や施策の進捗状況を定期的に点検し、継続的に改善を図っていきます。なお、計画の見直しにあたっては、本計画で定めた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価します。

また、計画の進捗状況についてはホームページ等で公表するとともに、本計画に基づき毎年度策定する「門真市一般廃棄物処理実施計画」に反映させる等、本計画の着実な推進を図ります。

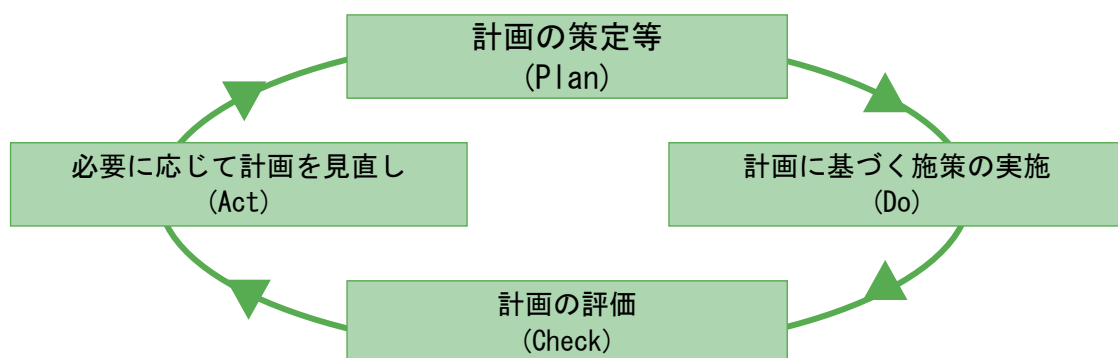


図1-11 一般廃棄物処理基本計画における進行管理(PDCA サイクル)の概念図

第2節 廃棄物減量等推進審議会

本市では、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5(1993)年門真市条例第23号)第19条第5項の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項について調査し、審議を行う機関として、「門真市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。